

西脇市電気事業経営戦略

団 体 名 : 西脇市

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 元 年 11 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	0人	最 大 出 力 * 1	1,398kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	1,438,857kwh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	令和元年 10月 まで 37.5 円 令和元年 11月以降 36.0 円
	太陽光発電 1箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	1箇所
	ごみ発電 箇所	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率 * 1	13年

*1「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。

「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあつては、老朽化の状況を表す指標を記載。

(2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	H28 60,159千円	H29 66,025千円	H30 63,175千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H28 105.3%	H29 99.9%	H30 100.0%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	H28 0千円	H29 0千円	H30 0千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	H28 — %	H29 — %	H30 — %

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

・平成27年10月売電開始以来、設備の維持修繕や効率的な運営管理の実施により、安定した電力料収入が得られている。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 料金収入の予測

- 料金収入の推移予測に当たっては、太陽光パネルの劣化率を年 0.5%で推定した想定発電量に売電単価を乗じ算出している。
- 売電単価については、施設稼働以来 1kwh当たり37.5円で売電してきたが、令和元年11月より売電先を関西電力㈱に変更することに伴い 1kwh当たり36.0円として算出している。

(2) 老朽化対策の見通し

- 固定価格買取制度の認定期間終了後、収益と設備更新等の費用を勘案し、事業廃止、民営化・民間譲渡、民間活用などを検討する。
- 保守点検を必要に応じ実施し、設備の長寿命化を図る。

3. 経営の基本方針

- 市が率先し地球温暖化対策への取組及び再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、北播磨清掃事務組合の最終処分場跡地の有効活用を図るため、市が発電事業者として太陽光発電事業を実施する。
- 発電した電力については、固定価格買取制度により20年間全量を売電し、収益の一部を「環境基金」に積み立て、様々な環境施策に活用する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

- 現在のところ、固定的な資本の形成に向けた新たな事業は予定していない。

②収支計画のうち財源についての説明

- 収入について
 - ・ 営業収入は、売電収入が主であり、自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、安定した収入が得られる。
 - ・ 災害や故障等による長期停止での減収リスクに備え、利益保険に加入している。
 - ・ 料金収入の計画見込額については、太陽光パネルの劣化率を年 0.5%で推定した想定発電量に基づき売電金額を算出している。
 - ・ 売電収益については、「環境基金」に積み立て、様々な環境施策に活用している。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 維持管理経費等について
 - ・ 太陽光発電所の開設以来、設備の効率的かつ効果的な定期点検と補修に取り組み、健全な運営に努めているが、今後も安定した料金収入を確保するため、必要な維持管理を計画的に実施する。
 - ・ 保守点検委託料、機械警備委託料、発電所内草刈り委託料等の業務委託については、契約方法の在り方などの見直しを行い、経費削減に努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

<p>○ 固定価格買取制度の認定期間の終了後について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 固定価格買取制度の認定期間終了後の将来的な制度や社会環境の変化に応じ、発電事業の在り方について検討する必要がある。また、解体撤去等の事業に備え、計画的に基金積立の必要がある。
--

5. 公営企業として実施する必要性

<p>○ 固定価格買取制度の認定期間終了による売電価格及び売電収入の下落や行財政改革等、今後の健全な企業経営のために検討すべき課題を抱えている。</p> <p>○ 公営企業として実施する必要性と併せて事業廃止、民営化・民間譲渡、民間活用などの方針を令和14年度までにまとめる。</p>
--

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>○ 計画と実績が乖離しないよう適時、収支状況の確認及び施設更新を計画的に実施する。</p> <p>○ 計画と実績に乖離が認められたときは、その検証・対応策を検討した上で、経営戦略の見直しを速やかに行う。</p>
----------------------------	--